

### 第3号議案

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等  
に関する規則の一部改正について

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和8年3月26日

広島県教育委員会教育長 篠田智志

#### 1 提案の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年教育委員会規則第2号）の一部を改正する。

#### 2 改正案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

公布の日

広島県教育委員会規則第 号

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則（平成二十年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(定義) 第二条 略 一―五) 略</p> <p>六 一定期間の処分等 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定による休職の処分、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第十六条の規定による病気休暇(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)第十条第一項の表第八号に規定する休暇をいう。)、産前産後休暇(同項の表第九号に規定する休暇をいう。)、及び介護休暇の承認その他の一定期間の処分等をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 略 一―五) 略</p>
3	<p>3 (県教育委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を前条第一項の規定による申請をした者(当該認定を受けた教諭等が公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校に所属する場合は、当該学校の校長を含む。次条第三項及び第四項並びに第八条第三項において同じ。))及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。</p>	<p>3 (県教育委員会は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を前条第一項の規定による申請をした者(当該教諭等が公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校に所属する場合は、当該学校の校長を含む。次条第三項及び第八条第三項において同じ。))及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。</p>
2	<p>2 (指導が不適切である教諭等の認定等) 第五条 略</p>	<p>2 (指導が不適切である教諭等の認定等) 第五条 略</p>
1	<p>1 (指導改善研修) 第六条 略</p>	<p>2 (指導改善研修) 第六条 略</p>
3	<p>3 (県教育委員会は、前項ただし書きの規定に</p>	

より指導改善研修の期間を延長したときは、その旨を第四条第一項の規定による申請をした者及び当該指導改善研修を受けている教諭等に通知するものとする。

- 4| 県教育委員会は、第一項の指導改善研修の実施に当たっては、当該教諭等の能力、適性等に応じた指導改善研修に関する計画書を作成し、第四条第一項の規定による申請をした者及び前条第一項による認定を受けた教諭等に通知するものとする。

5| 6| (略)

(指導改善研修状況報告)

第七条 (略)

2 前項の規定による報告は、指導が不適切である教諭等が、広島県公立学校のうち、公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校に所属するときは、市町教育委員会及び所轄の教育事務所長（福山市立小学校、福山市立中学校及び福山市立義務教育学校を除く。）を経由するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第八条 (略)

一 (略)

二 (略)

2| 県教育委員会は、第一項の規定にかかわらず、第六条第二項の規定により定めた指導改善研修期間の中途において、指導が不適切である教諭等に対して一定期間の処分等を行うことにより十分な研修期間を確保することが困難と認められる場合、前条の規定による報告その他の資料に基づき、指導が不適切である教諭等の指導の改善の程度が、次の各号のいずれに該当するかを認定を行うことができる。この場合においては、第四条第二項及び第五条第二項の規定を準用する。

- 一 改めて指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定
- 二 児童等に対する指導を適切に行うことができる程度まで改善する余地がないと認められる旨の認定

3| 県教育委員会は、前二項による認定をしたときは、その旨を第四条第一項の規定による申請をした者及び前二項による認定を受けた教諭等に通知するものとする。

4| 県教育委員会は、第一項第二号又は第二項第二号の認定を受けた教諭等に対して、法第

3| 県教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、あらかじめ、当該教諭等の能力、適性等に応じた指導改善研修に関する計画書を作成し、第四条第一項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。

4| 5| (略)

(指導改善研修状況報告)

第七条 (略)

2 前項の規定による報告は、指導が不適切である教諭等が、広島県公立学校のうち、公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は広島県尾道南高等学校に所属するときは、市町教育委員会及び所轄の教育事務所長（福山市立小学校及び福山市立中学校を除く。）を経由するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第八条 (略)

一 (略)

二 引き続き指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定

三 (略)

2| 前項の規定による認定をしたときは、県教育委員会は、その程度に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 前項第一号の認定をしたとき 第五条第一項の認定の解除
- 二 前項第二号の認定をしたとき 第六条第二項ただし書の規定による指導改善研修の期間の延長
- 三 前項第三号の認定をしたとき 法第二十五條の二の規定による免職その他の必要な措置

3| 県教育委員会は、前項各号の措置を講ずるときは、速やかに、その旨を第四条第一項の規定による申請をした者及び当該認定を受けていた教諭等に通知するものとする。

二十五条の二の規定による免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。